



こんにちは 県議会議員・日本共産党

藤井かつひこ (克彦) です

日本共産党議員控室 TEL 045-210-7882

神奈川県庁新庁舎7階) FAX 045-210-8932

自宅：相模原市南区旭町15-36-407

TEL・FAX 042-748-6388

携帯 090-2470-8471 Eメール yfe18113@nifty.com

◇相談事やご意見ご要望などお気軽にお寄せ下さい



差額ベッドを希望していないのに 差額料金を払うの？

病気やケガで入院治療が必要になった。「一般ベッドが空いていない」と差額料金がかかる病室への入院を迫られたが、差額料金を払わなければならないのか、などの相談が「県医療安全相談センター」や **藤井かつひこ** に寄せられています（下記①～⑤の事例等）。

差額ベッド料は保険外負担であり、高額療養費の適用もなくそのまま患者の負担となるので、1日数千円から数万円もの“差額”料金を何日も支払うことは、大変な負担です。

①救急車で搬送された患者が、家族の付き添いもないなかで、「差額ベッドしか空いてない」と言われ、「仕方がない」と答えて差額ベッドに入院し、差額ベッド料を請求された。



②腹痛が激しくなり我慢できなくなり、病院で消化器内科を受診。超音波検査により、腹部に大動脈瘤があることがわかった。CT検査をしたところ、肺、すい臓、脾臓、お腹の周りに腫瘍が見つかり、このような状態では大動脈瘤の手術はできないと言われた。入院手続きとなり、差額ベッド料が日額1万4000円であると言われた。

③嘔吐感があったのでかかりつけ医を受診したところ、「悪性リンパ腫の疑いがある。明日にでも病院に行くように。すぐ入院になるかも」と言われた。すぐに病院で受診し検査を受けたところ、主治医から「入院の予約をするように。いま保険のベッドが空いていないので、差額ベッド料をいくらまで出せるか。差額ベッド料は日額1万円～5万円。」「保険のベッドは7ヶ月前から待っている人がこれだけいる」と言われた。

④娘がケガで入院した。入院時に相部屋を希望したが空きがなく2人室に入院。室料が6400円になると説明されサインした。

⑤医療機関で診察を受けて1時間後にそのまま入院し4日間入院し治療を受け退院した。入院時に個室しか空いていないので良いか聞かれ、良いということで書類にサインをした。入院中に、空いたら大部屋に移動させてほしいと言ったが、4日間個室のままだった。病院から「サインをしてもらっているので」と言われて差額ベッド代を請求された。

厚生労働省は、差額ベッドについて

- ・患者への十分な情報提供を行い
- ・患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要がある
- ・患者の意に反してに差額ベッドに入院させられることのないようにしなければならない

などと通知で都道府県等に示し、関係者への周知徹底を求めています。

しかし「患者の意に反して」差額ベッド料を医療機関から請求される事例が繰り返され後を絶ちません。

神奈川県議会 予算委員会 質疑
テレビ録画放送 (tvk 3ch) 予定

3月24日 (金)

18時30分～18時45分

誰もが安心して医療が受けられる
神奈川県に (質問者 **藤井かつひこ**)

※差額ベッドの問題を取り上げます

「同意書を書かないこと」は大切ですが…



厚生労働省は、差額ベッドについては

- ・設備構造、料金等について明確かつ懇切でないに説明し、患者の同意を確認のうえ入院させること。
- ・同意の確認は、料金等を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること

などと示しています。

その意味では、差額ベッドを希望しないのであれば、同意書にサインしないことがまずは大切です。⑤の例はひどすぎますが、しかし実際には、希望しないのに同意書にサインをしなければならぬ状況に追い込まれることがしばしばです。

患者が“差額ベッドを希望しない”のに差額料金を払わざるを得ない現実を直視し改善を



①の例では、後から駆けつけた家族が「差額ベッドは希望しない」と伝えたところ「介護タクシーを呼んで家に帰って良い。通院治療でよい」と言われ、差額ベッドに数日間入院し、差額料金を請求されたとのこと。

③の例など、「差額ベッドがいやなら他の病院をさがせ」ということなのでしょう。それを患者自身でやれというのは、あまりにも酷なことであり、困難です。

②や④も、患者の側に差額ベッドを拒否する“自由”はありません。

患者の側からすれば、治療が必要で入院を迫られているのですから、**一般のベッドが空いていないなら、差額ベッドに保険内**

の料金で（差額料金を取らずに）入院させてほしいところです。実際、そのように対応してくれる医療機関もあるのです。

「差額ベッドがいやなら入院しなくて良い」「差額料金を払うなら入院させる」との対応は、治療の必要性よりも差額料金支払の意思の有無によって入院するかどうかを判断することを意味します。

このような医療機関の対応を許さないよう、「**患者の自由な選択と同意に基づかなければ差額ベッド料を請求してはならない**」という厚生労働省の通知を、より厳格に運用し周知徹底することが重要であり、国にも県にも強く求めてまいります。

そもそも「差額ベッドしか空いていない」状況こそ問題

そもそも、「差額ベッドしか空いていない」状況が蔓延していることが問題です。

厚生労働省は、全病床に占める差額ベッドの割合を、国立（2割以下）、地方公共団体設立（3割以下）、その他（5割以下）の種別に定めています。2015年7月1日現在で、総病床数に占める差額ベッドの数が全国で19.4%、神奈川県は22.8%とのこと。国公立民間の各種別の比率は示されていません。

「差額ベッドしか空いていない」状況が常態化しているのであれば、この差額ベッドを認める割合を引き下げるなど、見直す必要があるはず。す。

厚生労働省は、差額ベッドに関する通知の冒頭に、「療養環境の向上（つまり個室など差額ベッドのことですが、これ）に対するニーズが高まりつつあることに対応して、患者の選択の機会を広げるために」差額ベッド料の徴収を認めた、と書いています。

「ニーズが高まりつつある」と書いた根拠をたずねたところ、具体的な根拠はないとの回答でした。あたかも国民が差額ベッドを増やすことを望んでいるかのようなことを、根拠もなく書くとは！

誰でも安心して医療を受けられる社会へ、医療行政を正すことが求められています。